

令和3年度 赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くする活動助成事業実施要綱

1. 目的

“地域をつくる市民を応援する共同募金”の趣旨のもと、赤い羽根募金を財源に、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を応援し、集まることが難しい状況下でも創意工夫のもと、地域のつながりを途切れさせないための活動や地域内の課題解決に向けた取り組みを支援することを目的に実施する。

2. 助成対象

(1) 対象となる団体

ボランティアグループ、NPO法人、行政区・自治会、地域振興会、地域福祉推進組織、当事者組織などの団体、実行委員会などで南丹市内において活動する団体とする。(代表者および構成員の合計が3人以上。法人格の有無は問わない。)

※ただし、次のような団体は対象としない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員などが関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体としての実態のないもの

(2) 対象となる活動

- ① 支え合い活動
- ② 居場所づくり
- ③ 社会参加の場づくり
- ④ 福祉教育活動
- ⑤ 地域防災活動

活動例は別表のとおりとする。

(3) 対象となる経費

謝金、交通費、印刷費、通信運搬費、保険料、備品購入費、材料費など助成による活動を実施するうえで必要な経費を対象とする。

※活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができるが、団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施するうえで必要な範囲の経費とする。

※感染防止対策のための経費は対象とする。

※飲食費は対象としないが、交流などを目的とする材料費(食材費)は対象とする。

※汎用性の高い備品の購入費は対象としない。

(4) 対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までにを行う活動

3. 助成額

(1) 広域な地域住民を対象とした自治振興会や地域福祉推進組織などから構成される組織などが実施する活動については、1団体15万円を上限とする。

(2) 上記以外の団体が実施する活動については、1団体10万円を上限とする。

※（２）については、同一団体同一事業への継続助成は３回を限度とする。

ただし、事業の１割以上の自己資金があり、地域における必要性や他への普及効果が大きいと認められる場合はこの限りでない。

4. 募集期間

1次募集：令和３年４月１５日（木）～令和３年５月３１日（月）

2次募集：令和３年９月１５日（水）～令和３年１０月２９日（金）

5. 募集方法

募集チラシを区長文書により南丹市内各戸に配布する。その他、CATV文字放送や市内各所にチラシを配布するなどにより募集する。

6. 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、南丹市共同募金委員会事務局または市役所・社協各事務所まで提出する。

7. 審査方法

審査委員会において書類およびヒアリングにより審査する。

8. 実施報告

活動終了後、報告書・決算書を事務局へ提出する。

「地域を守るために必要な活動」を支援します。

「地域でやってみたい活動」を支援します。

【対象となる活動経費例】

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策に必要な物品の購入
- ② 同じ趣旨の団体がリモートで行う交流会（料理講習会、手芸教室など、自宅で楽しめることを共有）
- ③ ゲームやスポーツを介して障がい者や健常者、あらゆる世代が一緒に楽しめる交流会の開催
- ④ 見守りチラシや日常に必要な物品を作成して、地域の中で見守りが必要な方に配るなどの活動
- ⑤ 地域ぐるみで、子ども達や“気になる人”の情報を共有し、見守り活動につながる地域内ネットワークの構築
- ⑥ 社会から孤立しがちな高齢者やひとり親家庭など、社会参加が困難な方々のつながりづくりを目指したカフェの開催
- ⑦ 大雪対策など地域の課題解決に取り組むためのボランティアの受け入れ
- ⑧ ゴミ出しや電球の取り換えなど、ちょっとした困りごと支援に向けた取り組み
- ⑨ 運転免許証を返納した方への買い物支援や送迎支援
- ⑩ 地域内の福祉防災マップづくりや災害時の避難支援訓練
- ⑪ その他、「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」で提案されている活動など

【対象とならない経費例】

- ① 申請団体が事務所として日常的に使用している場所の使用料や電気代など、経常的な費用。
- ② 活動者や参加者の食事代。
- ③ 汎用性の高い備品。（広く様々なところで活用可能な備品）の購入費用（机、草刈り機、パソコンなど）
- ④ 市役所や社協等で貸出している備品の購入費用。

などは、事業を遂行するための特別な理由がないと助成対象となりません。